

日本スポーツ振興センター

学校の管理下における児童生徒の災害に対して、災害共済給付を行うものである。共済掛金については、毎年度の初めに納付する。

◇給付の対象となる災害

その原因となる事由が学校の管理下で発生したもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のものである。疾病の場合は、熱中症やガス等による中毒、外部衝撃による疾病などの文部科学省令で定めているもの。また、対象となる負傷または疾病が治った後に残った障害、学校の管理下で発生した事件に起因する死亡及び対象となる疾病が直接起因する死亡についても給付の対象となる。

◇給付金支払請求の手続き

学校の管理下において起きた負傷や疾病で医師の治療を受けた場合は、保健室にて必要書類を受け取り、速やかに給付金支払請求を行う。毎月3日が校内締切りのため、それまでに提出すること。

災害報告書：発生した事故の詳細を記入する。

医療等の状況：受診した病院に提出し、記入を依頼する。1か月ごとに1枚用紙が必要のため、長期にわたる場合は翌月分を取りに行くこと。